

## 事業継続応援給付金 Q & A

Q 1 : 対象者に要件はあるのか。

A 1 : 対象となるのは、法人登記がなされ法人格を有する法人（社団、財団を含む）及び個人事業主で、かつ確定申告を行っている法人や個人事業主になります。そのため、PTA や同窓会などの団体（任意団体等）は対象となりません。（確定申告や住民税の申告をしている場合は個人事業主として認められる場合があります。）  
農事組合法人については法人として確定申告をしているか、個人農家として確定申告をしているかで判断されます。

Q 2 : 対象とならないものもあるのか。

A 2 : 政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は対象となりません。大企業も対象外です。

Q 3 : 国や市町村、県の他の補助金等との併用は可能か。

A 3 : 今年4月、5月、6月のいずれかの売上が昨年又は一昨年同月の売上の50%減少の要件が満たされれば、国・県・市町村の給付金や補助金等をもらっていたとしても、給付金を受けることができます。

Q 4 : 国の給付金や市町村の給付金・補助金を受給したが、売上に含めるのか。

A 4 : 国の給付金や市町村の給付金・補助金など、公的な支援金は売上に含めずに比較してください。

Q5：申請はどうすればよいのか。

A5： 申請書（紙ベース）を、コロナ予防のため必ず郵送で「山形県事業継続応援給付金事務局」へ送付してください。（持参は、ご遠慮願います。）  
その際には、必要書類が添付されているか、必ず確認してから郵送してください。

送付先：山形県事業継続応援給付金事務局  
〒990-0023 山形市松波4-5-12  
問合せ先：事業継続応援給付金コールセンター  
TEL 0570-056-223

Q6：申請してからどのくらいの期間で支払われるのか。

A6： 申請書類に不備がない場合は、原則として申請を受け付けてから約2週間程度でお支払いする予定です。

Q7：複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数に応じて給付を受けられるのか。

A7： 店舗数に関わりなく、経営者ごとの給付になりますので、売上要件を算出する場合には、全店舗の合計額で算出してください。

Q8：1経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化して営んでいる場合の給付額はどうか。

A8： 1経営者が2店舗を有し、この2店舗が別の法人格である場合は、1経営者であっても、法人毎に支給されるので、この場合2法人（店舗）に対して給付金が支給されます。

Q9：1経営者が複数の業種を営んでいる場合、それぞれ給付金を受けられるのか。

A9： 事業者毎に給付するため、同一人格（1個人又は1法人）で複数業種を営んでいる場合は、複数業種全体の売上減少を比較することになり、給付回数は1回になります。

別人格（個人と法人、法人と法人）で営んでいる場合は、個人や法人のそれぞれの売上を比較することになり、50%以上減少していれば、それぞれ給付金を受けられます。

Q10：農業の系統出荷による農業収入が主とは何を基準にすればいいのか。

A10： 農業の系統出荷による収入が収入全体の過半を占める場合、「農業の系統出荷による農業収入が主」となります。

Q11：個人事業主で、山形県内に店舗（事業所）を構えているが、県外に住んでいる（確定申告が県外の税務署に申告）。この場合は給付金の対象となるのか。

A11： 山形県内にのみ店舗（事業所）がある場合は、本店（本社）とみなして対象とします。

山形県以外にも店舗（事業所）がある場合は対象外です。

対象となる場合は、山形県内にのみ店舗（事業所）があることを確認する必要がありますが、その証明をするものを添付してください。

なお、証明が困難な場合は、以下の内容を記載した申出書を提出してください。

申出書
令和3年〇月時点で、私が経営する店舗（事業所）は山形県内にしかありません。
店舗（事業所）所在地：●●市●●町●●
令和〇年〇月〇〇日
申請者氏名 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span>

Q12：法人で、登記簿上は、本社の住所を県外に登記しているが、実態は、県内の事業所に本社機能を置いている。この場合対象となるか。

A12： 原則的に県外住所で登記している場合は対象外ですが、本社機能（人事・労務管理、財務マネジメントをはじめ、重要事業の意思決定）が山形県にあることがHPや会社資料等に掲載されており、第三者からみて明白であれば対象となります。

申請書を提出する際には、パンフレット（複写可）やHPを印刷したものを必ず添付してください。

Q13：主たる事業以外にも事業を行っている。主たる事業では売上が50%以上減少しているが、事業全体での売上は50%未満の減少に留まっている。この場合給付金の対象となるか。

A13： 売上の減少比較については、事業全体の売上で判断するので、対象とはなりません。

Q 1 4 : 個人で事業を営んでいるが、会社役員も務めており、不動産収入や給与収入（役員報酬）等がある場合、売上要件の50%減少の比較は事業収入のみで行っていいのか。

A 1 4 : 給与収入（役員報酬）等は含めず、事業収入で売上要件を満たすかどうかを判断してください。

Q 1 5 : フリーランスなので、雑所得や給与所得で確定申告をしている。この場合対象となるか。

A 1 5 : フリーランスで事業をしている資料や収入に係る資料を提出し、かつ、確定申告や住民税の申告等、事業主であることが明白に判断できる場合は対象となります。

Q 1 6 : 確定申告書に收受日付印がない場合はどうすればいいか。

A 1 6 : 收受日付印がない確定申告書に加えて、その確定申告書類の年度の所得税又は法人税の納税証明書（その2 所得金額用）を提出してください。

Q 1 7 : 確定申告書について、青色申告ではなく、白色申告をしている場合はどのように比較するのか。

A 1 7 : 白色申告をしている場合は、前年又は前々年の年間売上の月平均を算出し、令和3年4月、5月、6月の売上と比較します。50%以上の減少となった際には給付金の対象となります。

Q 1 8 : 令和3年4月、5月、6月の売上を証する書類がないがどうすればよいか。

A 1 8 : 売上の減少を証明していただく必要がありますので、売上台帳などを提出してください。それを証する書類を提出いただけない場合は申請できません。

Q 1 9 : 所得がないので税務署への申告は行っておらず、市町村への市町村民税・県民税の申告しかしていない。その申告書の添付でよいか。

A 1 9 : 原則、所得税の確定申告の写しの添付ですが、所得税の確定申告をしていない場合は、市町村民税・県民税の申告書の写しの提出でも構いません。

Q20：4月（5月・6月）の売上は50%減少していたが、既に廃業してしまった（廃業する予定だ）。この場合でも給付金の対象になるか。

A20：本給付金は、事業の継続を目的としており、給付金受給後も事業を継続することが要件となっておりますので、対象になりません。

Q21：インターネット銀行を振込口座にしたい場合の通帳の写しはどのようにすればいいか。

A21：インターネット銀行の場合、次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。

※必要な情報：金融機関・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字・カナ）

Q22：パソコンがないので、申請書などをダウンロードできないがどうすればいいか。

A22：最寄りの商工会・商工会議所、市町村の商工担当課、県総合支庁地域産業経済課でも、申請書の様式をお配りしております。

Q23：創業間もないので、4月（5月、6月）の売上と比較ができないがどうすればいいか。

A23：令和2年6月2日以降に創業し、6月同士の売上比較ができない場合は、創業特例を適用いたします。具体的には、令和2年6月2日～令和3年5月1日までに創業した事業者は、令和2年7月～令和3年5月までのいずれかひと月の売上と、令和3年4月、5月又は6月の売上を比較し50%以上減少する場合は対象となります。

Q24：給付金は、法人税や所得税の課税対象となるのか。

A24：課税対象となります。

具体的には、支援金は事業に関して交付される内容であることから、法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し法人税の対象となり、個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し所得税の対象となります。

なお、支援金の交付額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じませんので、ご注意ください。